

国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主に7月中旬に送付します。平成29年度は、昨年度と同じ税率です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■保険税の納期

普通徴収(納付書や口座振替)でお支払いいただく方の納期は9回で、納期限は7月から3月までの毎月末日です。末日が土・日曜日の場合は翌日になります。ただし、12月は12月25日になります。また、特別徴収でお支払いいただく方は、偶数月に年金から天引きされます。

※納付書で納められている方には、安心して便利な口座振替をお勧めします。市内に支店のある金融機関(農協と但馬銀行を除く)のキャッシュカードを国保医療課窓口にお持ちいただくことで、手続きすることができます。

■国保の税率と課税限度額

	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療給付費分	7.7%	27,000円	26,000円	54万円
後期高齢者支援金分	2.9%	9,000円	8,000円	19万円
介護納付金分(40～64歳)	2.3%	10,000円	6,000円	16万円

所得割率／課税所得(加入者の前年所得－基礎控除33万円)に乗じる税率
 均等割額／加入者1人あたりの税額
 平等割額／加入世帯1世帯あたりの税額
 課税限度額／所得割額、均等割額、平等割額の合計の限度額

■低所得者への軽減制度の拡充

所得の低い方の税負担を減らすため、世帯主とその世帯の国保加入者の所得合計額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。平成29年度からは、5割と2割の軽減対象になる所得基準額を引き上げることで、軽減対象世帯が拡大されます。

軽減対象世帯の所得基準

軽減割合	所得基準額
7割軽減	33万円以下(33万円以下)
5割軽減	33万円 + 27万円(26.5万円) × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 49万円(48万円) × 被保険者数

※()は平成28年度。

■保険税の減免

所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が困難なとき、災害で家屋に大きな損害を受けたときなどには、申請により保険税の減免を受けることができます。

■限度額適用認定証の更新

限度額適用認定証は8月1日に更新されます。認定証を提示すれば、1カ月の入院等の支払いが、自己負担限度額まで済みます。引き続き利用される方や新たに利用される方は、申請してください。

申請期間／7月18日(火)～

申請場所／国保医療課

必要な物／保険証、印鑑

■高額療養費の上限額の変更(後期高齢者医療保険も含む)

全ての健康保険(国保・社保・共済・後期高齢者医療)において、8月から右表のとおり70歳以上(65歳以上の後期高齢者加入者も含む)の方の高額療養費の上限額が変わります。

課税所得145万円以上の方と145万円未満の方の「外来+入院(世帯)」の上限額が、過去1年以内に3回以上達した場合は、4回目から上限額が下がります。

所得区分	外来(個人)	外来+入院(世帯)
課税所得 145万円以上	57,600円(44,400円)	80,100円+((医療費－267,000円)×1%)
課税所得 145万円未満	14,000円(12,000円) ※年間上限144,000円	57,600円(44,400円)
住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円(8,000円)	24,600円(24,600円)
住民税非課税世帯Ⅰ		15,000円(15,000円)

※()は7月までの上限額。課税所得145万円以上の外来+入院(世帯)の上限額は変更なし。

■高齢受給者証の更新

高齢受給者証は8月1日に更新されます。国民健康保険の加入者で70～74歳の方を対象に、保険証とは別に高齢受給者証が交付されます。受診の際に、保険証と共に医療機関の窓口で提示してください。新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。

■国保財政の健全化のために

医療費の増加を抑えることは、保険税の引き上げの抑制につながります。

◎病気の早期発見や未然防止のため、年に一度は特定健診やがん検診を受けましょう。6月から町ぐるみ健診が始まっています。また、市内の医療機関では、いつでも健診を受診することもできます。なお、今年度から20歳以上の国保加入者は、無料で特定健診を受けることができます。



◎かかりつけ医に相談して、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を検討してください。ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後に新薬と同じ有効成分で製造された薬で、新薬に比べて開発費を抑えられるため、一般的な価格は新薬の3～5割程度で、自己負担が減り医療費全体も抑えられます。

◎加西市は、こども医療費の無料化など福祉医療制度の充実を図っています。病気の早期発見、早期治療につながる受診しやすい環境がありますが、緊急時以外は診療時間内に受診するようにしてください。

平成29年度後期高齢者医療保険料

問合せ先／国保医療課 ☎42-8721

県後期高齢者医療広域連合 ☎078-326-2021

保険料は、兵庫県後期高齢者医療広域連合により、2年ごとに見直しされています。平成29年度の保険料は、昨年度と同じです。保険料決定通知書は7月中旬に送付します。

■保険料の計算方法

①均等割額	+	②所得割額	=	①+②
48,297円		(28年中の総所得金額等(※) - 33万円) × 10.17%		29年度保険料額 (上限57万円)

※収入額から控除額を引いた金額（控除額は、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません）。

■所得の低い方の保険料の軽減

下表のとおり、基準以下の所得の方は保険料が軽減されます。平成29年度からは、低所得者の軽減措置が拡充されました。なお、制度の見直しにより、所得割額算定にかかる所得（総所得金額等－基礎控除額33万円）が58万円以下の方の所得割額は、2割軽減となります（昨年度は5割軽減）。

総所得金額等（被保険者+世帯主）が基準額以下の世帯		軽減割合（年額の均等割額）
基礎控除額 (33万円)	世帯内の被保険者全員の所得（公的年金等控除額は80万円として計算）が0円	9割（4,829円）
	上記以外	8.5割（7,244円）
基礎控除額（33万円）+27万円（昨年度は26.5万円）×被保険者数		5割（24,148円）
基礎控除額（33万円）+49万円（昨年度は48万円）×被保険者数		2割（38,637円）

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険などの被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が7割軽減され（昨年度は9割軽減）、年額14,489円となります。ただし、国民健康保険（組合）に加入されていた方は対象になりません。また、保険料の減免及び徴収猶予として、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことにより世帯の所得が軽減判定基準以下のときなどで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合や一定期間保険料の徴収が猶予される場合があります。

■被保険者証の送付

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

医療機関窓口での一部負担割合は、同一世帯内の被保険者の平成29年度住民税課税所得などをもとに計算されています。また、世帯の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

■入院や高額な外来診療を受診するとき

世帯員全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1カ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）。限度額は6頁の表をご覧ください。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も対象となる方には、7月中旬に新しい減額認定証を被保険者証と共に送付します。申請をされていない場合は、国保医療課に申請してください。